

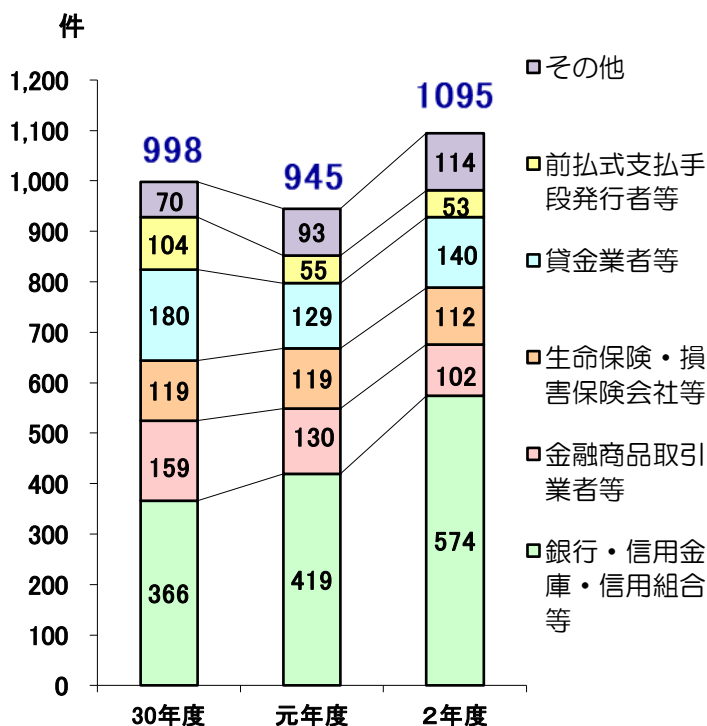
「きんざい金融ホットライン」の相談受付状況（令和2年度）

【 令和2年度（2020年4月～2021年3月）の受付状況について 】

- 令和2年度の受付件数は1,095件で、前年度（945件）から150件の増加
- 受付件数について、業態別では、「銀行、信用金庫、信用組合等」が、574件と全体の約半数を占め、前年度比37.0%の増加（構成比52.4%）
- 続いて、「貸金業者等」が、140件と前年度比8.5%の増加（構成比12.8%）
- 「証券会社などの金融商品取引業者等」は、102件と前年度比▲21.5%の減少（構成比9.3%）。その他、「生命保険会社、損害保険会社等」は112件、「前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等」は53件となり、それぞれ前年度から減少している。
- 新型コロナウイルス関連の相談は、281件（うち「銀行、信用金庫、信用組合等」において216件）で、総受付件数1095件の25.7%

業態による区分	30年度		元年度			2年度		
	件数	構成比(%)	件数	構成比(%)	前年度比(%)	件数	構成比(%)	前年度比(%)
銀行、信用金庫、信用組合等	366	36.7	419	44.3	14.5	574	52.4	37.0
証券会社など金融商品取引業者等	159	15.9	130	13.8	▲18.2	102	9.3	▲21.5
生命保険会社、損害保険会社等	119	11.9	119	12.6	0.0	112	10.2	▲5.9
貸金業者等	180	18.0	129	13.7	▲28.3	140	12.8	8.5
前払式支払手段発行者、暗号資産交換業者等	104	10.4	55	5.8	▲47.1	53	4.8	▲3.6
その他	70	7.0	93	9.8	32.9	114	10.4	22.6
合計（各業態に無登録業者等も含む）	998	100.0	945	100.0	▲5.3	1095	100.0	15.9

（注）四捨五入して表記したため、合計が100%にならないことがあります。



お寄せいただいた情報・相談等の活用

- きんざい金融ホットラインに寄せられた相談・情報は、検査・監督上の有益な情報として活用しています。
- 寄せられた相談・情報を、金融行政に活用させていただき、金融サービスの質の向上、利用者保護の推進、金融犯罪被害の防止に努めています。
- 不正に利用されている預金口座の情報を得た場合は、捜査当局及び金融機関に情報提供を行っています。

■ きんざい金融ホットライン ■

☎06-6949-6259
9時から12時・13時から17時
(土日・祝日除く)



■相談事例■ きんざい金融ホットライン（☎06-6949-6259）までお電話を！



小さな証券会社と取引をしています。仮に証券会社が潰れた場合に、株を売買する時に証券会社に預けた保証金や有価証券は保護されるのでしょうか。

⇒ 証券会社は、顧客から預かった金銭や有価証券を会社の財産と分別して管理しなければいけないことになっていますので、仮に証券会社が破綻しても保護されています。



バイナリーオプションについて投資する時期やタイミング等をインターネットで配信して、顧客から定額制の料金を受け取る業務をおこないたいと考えています。法令に抵触するのでしょうか。

⇒ 当事者の一方が相手方に対して、有価証券の価値等や金融商品の価値等の分析に基づく投資判断に関し助言を行うことを約し、相手方がそれに対して報酬を支払うことを約する投資顧問契約を締結し、当該投資顧問契約に基づき助言を行う行為を業として行う場合には、**投資助言・代理業**の登録が必要です。当局は申出人のスキームを同って投資助言・代理業に該当するかの当て嵌めはおこなっていません。弁護士等の法律の専門家のリーガルチェックを受けられ、近畿管内に本社があり登録が必要となる場合、当局まで再度ご連絡してください。



友人がヤミ金から借りたお金を返済するため、お金を貸してほしいと言ってきました。私はヤミ金へ返済するためのお金を貸すことはできないと伝え、警察や弁護士への相談を勧めました。友人は免許証を写メしてヤミ金へ送付しているようです。友人のことが心配です。

⇒ ヤミ金等へ個人情報を渡してしまった場合の対応として、警察へ相談するか、CIC等信用情報機関への「本人申告制度」があります。当局ではヤミ金情報を受付し、警察・金融機関へ情報提供をしています。情報提供の際は、警察等への情報提供の同意や匿名希望の有無等を確認したいので、ご本人から直接ご連絡をお願いします。

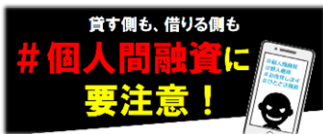


店舗を経営していますが、コロナの影響で売上げが減少し、資金繰りが困難になりました。現在、日本政策金融公庫に融資の申し込みをしていますが、融資額がまだ決まりません。もし、希望する融資額よりも少なかった場合は、他の金融機関からも融資をしてもらうことは可能ですか。

⇒ 財務省及び金融庁は、国内の金融機関に対して、新型コロナの影響を受けた事業者に対しては、丁寧な相談に応じたり、経営の継続に必要な資金の供給について、迅速かつ柔軟に対応するように要請しているところです。民間金融機関での無利子無担保融資（令和3年3月末で受付を終了しています。）は、お取引のある金融機関にご相談ください。ただ、融資額を決定するのは金融機関であり、公庫からの融資に追加で融資できるかどうかは一概にはお答えできません。

■ご注意ください!! ■ ◆一人で悩まずに、身近な人や最寄りの警察署に相談してください！ ◆振り込んでしまった場合は、すぐに振込先の金融機関・警察署に連絡を！

- ◆ 悪質な投資勧誘にご注意!! (複数の人物が登場して信用させる劇場型・公的機関装い型等)
- ◆ 違法なヤミ金融業者にご注意!! (090金融・ソフトヤミ金融・登録詐称業者など)
- ◆ 振り込め詐欺にご注意!! (オレオレ詐欺・架空請求・還付金等詐欺など)
- ◆ 「インターネットバンキング」を悪用した不正送金にご注意!!
- ◆ 無登録の海外業者による勧誘にご注意!! (バイナリーオプション・FX取引によるトラブル)



近畿財務局では、金融トラブル被害の注意喚起情報等をまとめたリーフレット「金融トラブルハンドブック」を作成しています。ご希望があれば無償で送付しますので、お気軽にお申し出ください。（きんざい金融ホットライン ☎ 06-6949-6259）

■出前講座（無料）のご案内■

近畿財務局では、市町村や地域コミュニティなどが開催する講演会などに職員を講師として派遣し、「金融の基礎知識」、「金融トラブルに巻き込まれないために」等のテーマで出前講座をさせていただきます。ご希望がありましたらお気軽にお申し出ください。（財務広報相談室 ☎ 06-6949-6355）